○防衛省告示第八十二号

第六条第一項及び第二項の規定に基づき、 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号) 対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和六年四月六日から施行する。

令和六年三月二十七日

防衛大臣 木原 稔

一 陸上自衛隊大矢野原演習場

		辺地域
大字田代(次の図面に示す部分に限る。)	御船町熊本県上益城郡	に係る対象施設周対象防衛関係施設
並びに金内、北中島及び田小野以外の次の図面に示す区域金内、北中島及び田小野(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	山都町熊本県上益城郡	の区域対象防衛関係施設
水之田尾	山都町	の所在地対象防衛関係施設

Щ 都 町

外

 \mathcal{O}

示

す

次の図面に示す地域

備考

側端

「次の図 面 は省略し、 その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

含まれる道路 (道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路を

の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

いう。 以下同じ。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当

該区域に接する道路 の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、 対象施設周辺地 域に 含

まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に接する水面の区間は、 対象施設周辺地域に含まれるものとする。

兀 この表下欄に掲げる行政区画その 他 ,<u>-</u> 区域に変更があっても、 対象防衛関係施設 の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、 なお従前の例による。

	辺地域で変象が記録	対象防衛関係施設		<i>О</i> <u>Б</u>	対象防衛関係施設	の所在地対象防衛関係施設
大分県速見郡日	大分県杵築市	大分県宇佐市	大分県別府市	出町大分県速見郡日	大分県杵築市	出町大分県速見郡日
大字南畑(次の図面に示す部分に限る。)	山香町大字久木野尾(次の図面に示す部分に限る。)	安心院町南畑(次の図面に示す部分に限る。)	部分に限る。) 大字内竈、大字南畑、大所及び湯山(いずれも次の図面に示す	大字南畑(次の図面に示す部分に限る。)	山香町大字久木野尾(次の図面に示す部分に限る。)	南畑

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ	域に接する道路の区間並び
路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区	含まれる道路の区間のうち
端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に	二 側端の一方のみがこの表
その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	一「次の図面」は省略し、
	備考
部分に限る。) お字内竈、大字南畑、大所及び湯山(いずれも次の図面に示す	大分県別府市
	出町

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

るものとする。

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

几 象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

地域で対象が記	1.系分寸象拖设引 対象防衛関係施設 			の区域対象防衛関係施設	の所在地対象防衛関係施設
大分県玖珠郡玖	大分県宇佐市	大分県由布市	重町大分県玖珠郡九	珠町大分県玖珠郡玖	珠町大分県玖珠郡玖
大字岩室、大字日出生及び大字帆足(いずれも次の図面に示す	安心院町寒水(次の図面に示す部分に限る。)	湯布院町川上(次の図面に示す部分に限る。)	大字松木(次の図面に示す部分に限る。)	部分に限る。) 大字岩室、大字日出生及び大字帆足(いずれも次の図面に示す	日出生

大分県由布市と場布院町川上、湯布院町	重町大分県玖珠郡九大字野上及び大字松木	珠町 部分に限る。)
に限る。) 湯布院町川北及び湯布院町塚原(いずれも次の	子松木(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	

備考

- 「次の図 面 は省略し、 その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 域に接する道路の 含まれる道路の区間 側端 の一方のみがこの表の対象防 区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、 !のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端 .衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に 対象施設周辺地域に含まれ の少なくとも一方が当該区
- 三 区域に接する水面の区間は、 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 対象施設周辺地域に含まれるものとする。

るものとする。

兀 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、 対象防衛関係施設の区域及び対

浦以外の次の図面に示す地域
湧水町 川添及び中津川(いずれも次鹿児島県姶良郡 川添及び中津川(いずれも次
並びに大字浦及び大字西長江浦以外の次の図面に示す区域宮崎県えびの市 大字浦及び大字西長江浦(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
宮崎県えびの市 大字西長江浦

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、

なお従前の例による。

五.
陸上
自
衛隊"
佐多
射撃
場

備一考	
	湧水町鹿児島県姶良郡
	川添及び中津川(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
	りに限る。)

- 一次の図面」は省略し その区面を防衛省に備え置いて紛覧に供する
- 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、 対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる
- 区域に接する水面の区間は、 対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 兀 この表下欄に掲げる行政区画その 他の区域に変更があっても、 対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、 なお従前の例による。

							辺地域	に係る対象施設周	対象防衛関係施設	の区域	対象防衛関係施設	の所在地対象防衛関係施設
た海域	線により囲まれ	点とを結ぶ海岸	点と五に掲げる	及び一に掲げる	順次に結んだ線	次に掲げる点を		南大隅町	鹿児島県肝属郡	南大隅町	鹿児島県肝属郡	南大隅町鹿児島県肝属郡
の点	五 北緯三十一度五分二十八秒、東経百三十度五十分二十六秒	四 北緯三十一度五分十三秒、東経百三十度五十分三十秒の点	三 北緯三十一度五分九秒、東経百三十度五十分五十七秒の点	二 北緯三十一度五分十八秒、東経百三十度五十二分○秒の点	点	一 北緯三十一度五分二十九秒、東経百三十度五十一分九秒の		の図面に示す地域	佐多辺塚(次の図面に示す部分に限る。)及び佐多辺塚以外の次		佐多辺塚(次の図面に示す部分に限る。)	佐多辺塚字松橋二千百四十八番地二

「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、 対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる

区域に接する水面の区間は、 対象施設周辺地域に含まれるものとする。

兀 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、 なお従前の例による。